



たんぽ小町ちゃんデザイン 利用申請手続きの流れについて

申請者

鹿角市

①利用許諾申請書を提出

②利用許諾通知書とともに画像データを
送付

③利用開始前に完成見本を提出

④利用終了後、利用報告書を提出

申請書及び報告書は、鹿角市ホームページからダウンロード
または鹿角市産業活力課に請求してください。

鹿角市ホームページ：<http://www.city.kazuno.akita.jp/>

※申請内容に変更が生じた場合は、変更申請書を提出い
ただきます。

！ 利用できないケースについて

次の項目に該当する場合、利用できません。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動等、思想活動または宗教活動を助長するおそれがある
と認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために利用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、キャラクターデザインの利用を不適當と
認められるとき。

【お問い合わせ先】

鹿角市役所産業部 産業活力課 観光交流班

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1

TEL：0186-30-0248 FAX：0186-30-1515

E-mail：kankou@city.kazuno.lg.jp